提出書類通達様式24（LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き）

に関する日工会Q&A

Q1．需要者からLOAに基づき再移転、再販売又は再輸出の事前同意に関する相談を受けた場合でも、様式24による届け出はできるのでしょうか。

A1．（2020年3月18日経産省回答）

需要者から事前同意相談を受けた場合は様式24による届け出はできません。

Q2.通達Ⅲ．4（１）（注3）「輸出者等の事情により、（注1）又は（注2）の書類（許可条件の履行報告書を除く。）の有無の確認が困難な場合は、新たに新誓約書を取得することで届出書を提出することができます。」の意味を教えて下さい。

A2.（2020年9月28日経産省回答）

輸出者等の事情により、原輸出許可証又は原許可時のLOA（需要者等の誓約書）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、需要者から新たにEUCを取得すれば様式24による届け出ができるという意味です。ただし、原許可時の許可番号が不明な場合や、原許可時に再移転・再販売・再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていたか不明な場合には届け出はできないと理解して下さい。

また、LOAが掛かる貨物・技術の再移転、再販売又は再輸出について安保審査課から事前同意を得ている場合も同様で、輸出者等の事情により当時の事前同意書又は事前同意時のLOA（需要者等の誓約書）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、需要者から新たにEUCを取得すれば様式24による届け出はできます。ただし、事前同意時の同意番号が不明な場合や、事前同意時に条件が付されていたか不明な場合には届け出はできないと理解して下さい。

Q3．通達Ⅲ．4（１）（注3）「輸出者等の事情により、（注1）又は（注2）の書類（許可条件の履行報告書を除く。）の有無の確認が困難な場合は、新たに新誓約書を取得することで届出書を提出することができます。」について、許可条件が付されていた場合の履行報告書だけ破棄・紛失している場合は様式24による届け出はできないのでしょうか。

A3．（2020年5月15日経産省パブコメ結果）

許可条件の履行報告書がない場合は様式24による届け出はできません。

Q4．通達Ⅲ．4①に「貨物の使用場所に変更がないこと」との規定がありますが、2001（平成13）年8月1日から2012（平成24）年3月31日まで適用されていたLOA（LETTER OF ASSURANCE）がかかる貨物について、僅かでも移転があった場合は様式24の届け出はできないのでしょうか。

A4．（2020年6月9日経産省回答）

再移転された場所が同一住所内であれば、様式24による届け出はできます。

Q5．通達Ⅲ．4①に「貨物の使用場所に変更がないこと」との規定がありますが、経産省への事前同意相談が必要な再移転の範囲については運用変遷があります。2001（平成13）年8月1日から2012（平成24）年3月31日まで適用されていたLOA（LETTER OF ASSURANCE）がかかる貨物について再移転の履歴がある旨を把握した場合は、再移転を行った日を確認し、当時の行為が無断再移転に当たっていなかったかを確認しなければならないとも思われますが、そのような運用変遷を考慮せずとも、再移転された場所が同一住所内であれば様式24による届け出はできるのでしょうか。

A5．（2020年6月11日経産省回答）

再移転された場所が同一住所内であれば、様式24による届け出はできます。

Q6．1992（平成4）年8月14日から2001（平成13）年7月31日まで適用されていた需要者等の誓約書（STATEMENT OF ASSURANCE）について規定していた当時の通達では、当該誓約書が掛かる貨物を脚注1の国[[1]](#footnote-1) に再輸出する場合は事前同意が不要でした。その中には現通達上「い地域②」にあたるルーマニア、スロバキア、「ろ地域」にあたるロシアが含まれています。一方、2001（平成13）年8月1日から2012（平成24）年3月31日まで適用されていた需要者等の誓約書（LETTER OF ASSURANCE）について規定していた当時の通達では、当該誓約書が掛かる貨物は、日本に再輸出する場合は事前同意が不要でした。しかし、「い地域①」向けの再輸出に際しては事前同意が必要であったようです。今回、様式24の届け出に先立つ確認に際して、これらの誓約書が掛かる貨物が日本、い地域①、り地域に再輸出されていたことが判明した場合は誓約書違反とはせず、誓約書が消滅したとして取り扱ってもよいのでしょうか。それとも再輸出が当時の通達規定上の誓約書違反にあたるかを確認のうえ、様式24の届け出可否を判断しなければならないでしょうか。

A6．（2020年9月28日経産省回答）

旧誓約書が掛かる貨物が再輸出された時点の通達規定に従って判断してください。また、日本、い地域①、り地域に再輸出されたことを確認した場合には、当該誓約書は消滅したものとして取り扱って頂いて結構です。

Q7．通達Ⅲ．4②「EUCにおいて再移転や再販売に際する事前同意に係る条件が付された需要者でないこと」との規定がありますが、これらが条件として付された需要者であっても、その後のリピート申請においてこれらの条件を付されなくなった場合、様式24による届け出はできるのでしょうか。

A7．（2020年3月4日経産省回答））

EUCにおいて一度でも再移転や再販売に際する事前同意の条件が付されたことがある場合は様式24による届け出はできません。

Q8．通達Ⅲ．4②「EUCにおいて再移転や再販売に際する事前同意に係る条件が付された需要者でないこと」との規定がありますが、EUCにおいてこれ以外の条件（例：使用状況報告）が付されたことがある場合も様式24による届け出はできないのでしょうか。

A8．（2020年6月9日経産省回答）

据付報告、使用状況報告等の他の条件が付された場合も様式24による届け出はできません。

Q9．通達Ⅲ．4②「EUCにおいて再移転や再販売に際する事前同意に係る条件が付された需要者でないこと」との規定がありますが、EUCでの許可実績がない場合は様式24による届け出はできるのでしょうか。

A9．（2020年3月4日経産省回答）

自社にて許可実績がない場合は様式24による届け出はできます。

Q10．EUCでの輸出実績がない場合は様式24に何を書けばよいのでしょうか。

A10．（2020年6月17日経産省回答）

様式24の備考欄に「EUCに係る許可案件なし」と記載してください。また、「新誓約書に係る許可等において再販売・再移転の条件が付された最終需要者でない」の欄に「―」印を付けて下さい。なお、その場合であっても最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないことを確認してください。

Q11．通達Ⅲ．4③「最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと」とありますが、「その関係者」が指す範囲を教えてください。

A11．（2020年3月16日経産省回答）

提出書類通達Ⅰ．③「輸入者等及び最終需要者の関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在はないか」の確認をお願いします。

-解説-

経産省安保HP全貨物共通１．許可申請Q&A４にて「関係者とは、その輸入者等及び最終需要者と資本関係がある者（出資者や子会社などで情報を入手できる範囲。）などを指します。」と規定されています。

Q12．2012（平成24）年4月1日以降もLOAにて許可が発行されているものがあります。その場合、様式24による届け出を要さずにEUCとして扱ってよいのでしょうか。

A12．（2020年3月18日経産省回答）

その場合はLOAとして扱われているため、様式24による届け出がなければ引き続きLOAとして扱われます。

Q13．経産省への様式24の届け出に際しては紙媒体2通の他、様式24のエクセルファイルをCD-R、CD-RW等で郵送することとなっていますが、CD-R、CD-RWではなくUSBでもよいのでしょうか。

A13．（2020年7月31日 CISTECジャーナル2020年7月号）

　　　USBの郵送は受け付けられません。

以上

1. オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、日本。 [↑](#footnote-ref-1)